

東洋町看護師等養成奨学金の貸付制度について

この奨学金は、卒業後、海部郡・安芸郡市内の指定医療機関又は訪問看護ステーションで、看護師、准看護師の業務に従事する意思のある者に対し、奨学金を貸し付けます。

【貸付対象者】下記のすべての要件が必要です。

- ① 看護師又は准看護師の養成施設に在学している者
- ② 本人若しくはその者の親、配偶者などの者が1年以上東洋町に住所を有していること又は本人が大学等に入学した日前1年以上の間、本町に住所を有していた者
- ③ 将来、海部郡・安芸郡市内の指定医療機関又は訪問看護ステーションで、看護師又は准看護師の業務に従事する意思を有すること
- ④ 町税等滞納者でないこと
- ⑤ 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること

【奨学金】修学期間貸し付けます。

大学	看護師	国公立	月額 45,000円
		私立	月額 54,000円
短期大学		国公立	月額 45,000円
私立		月額 53,000円	
大学又は短期大学以外		国公立	月額 45,000円
		私立	月額 53,000円
上記の全て	准看護師		月額 30,000円

【奨学金償還免除】下記の場合は奨学金を免除します。

- ① 大学等を卒業した日から1年以内に看護師、准看護師の免許を取得し、かつ、東洋町に住所を有し、海部郡・安芸郡市内の指定医療機関等において看護師、准看護師の業務に従事した期間が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき
- ② ①の要件で、住所要件のみがない場合は、奨学金を貸し付けた期間の2倍に相当する期間に達したとき

なお、奨学金の猶予、償還方法などもあります。

詳しいお問い合わせ 東洋町役場 住民課 0887-29-3394